

## 「船員派遣事業を適正に実施するために」令和8年2月改訂概要

### ①旧姓使用可能であることを明記

p 2

#### 1 許可申請の手続

##### (3) 提出書類

船員派遣事業許可・許可有効期間更新申請書、船員派遣事業計画書のほか、財務状況等に関する書類等を提出する必要があります。

申請者が法人か、個人かによって提出書類が異なります。

なお、旧姓記載を希望する者は、申請書等の氏名欄において旧姓を記載することを可とします。

p 2, 3

- ⑤ 役員の住民票の写し（番号法に基づく個人番号の記載がないもの。旧姓記載を希望する者は旧姓の記載があるもの）及び履歴書（氏名、生年月日、現住所、職歴（船員雇用管理歴がある場合はその履歴）、賞罰、役職 員への就任解任の状況の記載があるもの）

### ②教育訓練の別紙の提出を明記

従前より提出書類としております教育訓練の別紙を明記しました。

なお、付録Ⅰ 船員派遣事業関係様式に別紙の様式を掲載しました。

また、付録Ⅷに教育訓練の別紙の記載例を掲載しました。

p 2, 3, 14, 15

#### 1 許可申請の手続

##### (3) 提出書類

- ② 船員派遣事業を行う事業所ごとの船員派遣事業計画書（第4号様式）及び教育訓練の別紙

### ③「登記事項証明書」について、「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」に記載修正

p 2, 14, 17

登記事項証明書は、従前より履歴事項全部証明書を提出書類としてきたものを明記しました。

### ④財産的基礎に関する判断における法人税の確定申告書関連書類について、文言を変更し、e-Taxの受信通知「メール詳細」の添付を削除

令和7年1月より税務署の受付印廃止に伴い、「税務署の受付印のあるもの」を「所轄税務署長に提出したもの」に文言を変更しました。

また、最近の事業年度における法人税の確定申告書類が所轄税務署長に提出されたものであるか否か（決算書類の真正の担保）は、最近の事業年度における納税証明書との金額の突合により判断することとし、「電子申請の場合は国税電子申告システム e-Tax の受信通知「メール詳細」を印刷したもの」の添付を必要書類から削除しました。

p 2, 3, 9, 14, 15

最近の事業年度における法人税の確定申告書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表1「各事業年度の所得に係る申告書」及び別表4「所得の金額の計算に関する明細書」であって、~~税務署の受付印のあるもの~~所轄税務署長に提出したもの~~（電子申請の場合は国税電子申告システム e-Tax の受信通知「メール詳細」を印刷したものを添付）~~）の写し

⑤「事業主所管運輸局」、「事業主所轄運輸局」及び「事業主管轄地方運輸局」を「事業主管轄運輸局」に統一

p 4、15

⑥派遣元責任者の専属の定義を明記

従前からの考え方を明記しました。

p 6

① 派遣元責任者に関する判断

イ 次に掲げる要件を満たし、派遣元責任者として派遣船員の雇用管理を適正に行い得る者が所定の方法により適切に選任及び配置されていること。

(イ) 次の方法により選任されていること。

なお、申請者が法人の場合、会社法等の規定により、監査役は同一の法人又はその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができないため、監査役を派遣元責任者として選任できないので、留意すること。

(a) 事業所ごとに自己の雇用する者の中から専属の派遣元責任者を選任すること。

「専属」について、同じ会社の異なる事業所及び別会社と兼務している場合は、派遣元責任者に選任できない。ただし、他の会社の取締役を兼務している場合において、それが名目上である場合はその旨申し立てることにより、認められる場合がある。

(b) 派遣船員 100 人ごと 1 人以上の派遣元責任者を選任すること。

⑦派遣元責任者の船員雇用管理の経験に算入しない履歴を明記

従前からの考え方を冊子に明記しました。

p 6

(c) 次のいずれかの経験を有する者であること。

なお、「船員雇用管理の経験」には船員法適用船員の雇用管理歴以外の履歴は要件として算入しない。

⑧教育訓練に関する判断において、外部教育機関の利用について、維持向上訓練又は安全衛生教育訓練については、海事関係の外部機関を活用することを明記

従前より指導してきた海事関係の外部機関を活用することを明記しました。

また、改正船員法により法律上に明確に位置づけられた基本訓練と実技講習について、基本訓練を行う体制の整備を明記するとともに、実技講習については登録講習機関で行うものであることを明記しました。

p 7

③ 教育訓練に関する判断

派遣船員に対する能力開発体制が整備されていること。

- ・当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

イ 派遣船員に係る教育訓練に関する計画が適切に策定されていること。

なお、維持向上訓練又は安全衛生教育訓練については、海事関係の外部機関を原則活用すること。

また、船員法第81条の3、4及び5の規定に基づく実技講習については、登録講習機関で行うものであること。

ロ 教育訓練の実施について責任者が配置され、教育訓練を行うに適した施設、設備等を用いて教育訓練を行う等能力開発体制の整備がなされていること。

なお、船員法第81条の2及び3の規定に基づく基本訓練を行う体制の整備がなされていること。

⑨ p 8 3 (2) ① 「① 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項について、…」を「⑤」に誤字修正

## ⑩特別償却の附表の様式名を修正

令和4年6月30日付課法8-11ほか5課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)により、令和3年6月24日付課法2-23ほか1課共同「租税特別措置法による特別償却の償却限度額の計算に関する附表の様式について」(法令解釈通達)が廃止され、様式が新設されたので、該当する様式名を修正しました。

p 9

### ① 財産的基礎に関する判断(事業主(法人又は個人)単位で判断)

イ 資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額(以下「基準資産額」という。)が、1千万円に当該事業主が船員派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。

ただし、租税特別措置法第42条の6第1項(中小企業投資促進税制)による特別償却を行った場合、基準資産額については、当該特別償却を行わなかったものとして算出することができる。この場合、特別償却を行った資産について、期末帳簿価額と特別償却をしなかった場合の期末帳簿価額の差額を算出し、この差額を資産総額に加算して、基準資産額を算出することとし、以下の書類を提出させるものとする。

(イ) 特別償却を行った事業年度における法人税の確定申告書(法人税法施行規則別表1「各事業年度の所得に係る申告書」、別表4「所得の金額の計算に関する明細書」及び別表16(1)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表16(2)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」)の写し(所轄税務署長に提出したもの)

(ロ) 特別償却を行った事業年度の法人税の納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その2)所得金額用)

(ハ) 特別償却を行った事業年度における特別償却の附表~~(2)~~「~~中小企業等又は中~~  
~~小連結法人が取得した機械等の特別償却等の償却限度額の計算に関する附表~~」(国税庁法令解釈通達「~~租税特別措置法による特別償却の償却限度額の計算に関する附表の様式について法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について~~」~~様式2~~)の写し

## ⑪船員派遣事業所面積の要件について「専用」を明記

従前からの考え方を明記しました。

p 11

### ③ 事業所に関する判断

事業所について、事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて、船員派遣事業を行うのに適切であること。

なお、船員派遣事業に使用し得る部分については、他の事業で使用しないこととし、専用に20㎡以上を確保すること。

ただし、派遣元責任者及び職務代行者の数が2人の場合であっても、概ね10㎡以上で差し支えないが、その場合は実地調査を行うこと。

また、教育訓練に使用する会議室に関しては他の事業と共用して差し支えなく、船員派遣事業の面積に加算することができる。

#### ⑫ p 1 2 「許可後の手続等は・・・」について所要の文言等を修正

1 (1) 第一段落の「事業所管轄運輸局等」の「等」を削除し、(1) 第二段落の「事業管轄運輸局」を「事業主管轄運輸局」に修正しました。

「予定している派遣先、事業者名」を「予定している派遣先事業者名」に修正しました。

また、事業所管轄運輸局への報告について、「書面により」を明記しました。

加えて、(2) 変更の届出等について、役員の役職名の変更について、許可申請書とは異なり変更届には役員の役職名の記載欄がないので、変更届のどこに役職名を記載するかを冊子に明記しました。

p 1 2

#### (2) 変更の届出等

船員派遣元事業主は、下記「船員派遣事業の手続一覧」に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更があった日の翌日から起算して10日以内（派遣元責任者に係る変更の場合は30日以内）に、事業主管轄運輸局又は事業所管轄運輸局に、船員派遣事業変更届出書（第6号様式）もしくは船員派遣事業変更届出書及び許可申請書換申請書（第6号様式）を提出し、変更の届出等を行わなければなりません。

また、役員の役職名の変更は、第6号様式8④氏名欄に氏名とともに記載ください。

なお、派遣元事業主の住所若しくは船員派遣事業を行う事業所の住所を変更する場合又は船員派遣事業を行う事業所を新設する場合には、手続に不備が生じないよう、当該事業所において船員派遣事業を開始する前に、余裕をもって管轄運輸局にご相談ください。

#### ⑬ p 1 2 (5) 許可証の返納について、「①(4)の場合。」は「⑤(4)の場合。」に誤字修正

#### ⑭ 「船員派遣事業の手続き一覧（変更・廃止等）」に事業所のレイアウト変更を追記

p 1 3, 1 7

船員派遣事業を行う事業所のレイアウト変更について従前から変更届け出を行うよう指導してきたことを明記しました。

また、必要書類一覧に記載しました。

p 1 3

○下記事項の変更

- ①氏名（個人）又は名称（法人）
- ②事業者の住所
- ③法人の役員（代表者含む）
- ④法人の役員（代表者含む）の氏名又は役職
- ⑤法人の役員の住所
- ⑥船員派遣事業所の名称 ※
- ⑦船員派遣事業所の所在地 ※
- ⑧派遣元責任者 ※
- ⑨派遣元責任者の氏名 ※
- ⑩派遣元責任者の住所 ※
- ⑪船員派遣事業を行う事業所の新設 ※
- ⑫船員派遣事業を行う事業所の廃止 ※
- ⑬船員派遣事業を行う事業所のレイアウト変更 ※

⑬改正船員職安法第74条に基づき派遣先への通知事項を追加

p 2 3

(1) 通知すべき事項（④～⑪は令和8年5月13日(仮)施行）

- ① 派遣船員の氏名及び性別（派遣船員が18歳未満である場合にあっては、年齢、氏名及び性別）
- ② 派遣船員に係る医療保険（健康保険又は船員保険）、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合は、その具体的理由）
- ③ 派遣船員の就業条件の内容がその船員派遣に係る船員派遣契約の就業条件の内容と異なる場合におけるその船員派遣の就業条件の内容
- ④ 派遣船員の海技免許の取得の有無
- ⑤ 派遣船員が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに履歴限定、船橋当直限定、機関当直限定、機関限定並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第6項の限定の内容
- ⑥ 派遣船員の操縦免許の取得の有無
- ⑦ 派遣船員が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が特定操縦免許であるか否かの別及び当該操縦免許の技能限定の内容
- ⑧ 派遣船員が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の履歴限定の内容
- ⑨ 派遣船員の漁ろう操船講習の修了証明書の受有の有無
- ⑩ 派遣船員の登録生存講習機関が交付した生存講習の修了証明書の受有の有無
- ⑪ 派遣船員の登録消火講習機関が交付した消火講習の修了証明書の受有の有無

- ⑫ 派遣船員の航海当直部員の証印をされた船員手帳又は航海当直部員適任証書の受有の有無
- ⑬ 派遣船員の危険物等取扱責任者の証印をされた船員手帳又は危険物等取扱責任者適任証書の受有の有無
- ⑭ 派遣船員の特定海域運航責任者の証印をされた船員手帳又は特定海域運航責任者適任証書の受有の有無
- ⑮ 派遣船員の救命艇手適任証書（限定救命艇手を含む）の受有の有無
- ⑯ 派遣船員の衛生管理者適任証書の受有の有無
- ⑰ 派遣船員の船舶料理士資格証明書の受有の有無

⑩「船員法等の適用は・・・」について、船員法 81 条の 2～5 を記載

基本訓練及び実技講習が改正船員法により法律上に明確に位置づけられたため、当該条文の適用が派遣元事業主であることを記載しました。

p 3 3

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練（§ 81 の 2～5）

⑪船員法第 81 条の 2～5 に規定する海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練並びに生存及び消火訓練に係る実技講習を記載

当該条文の適用が船員派遣元事業主であることを記載しました。

p 3 5

④海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練並びに生存及び消火講習に係る実技講習について、

船員法第 81 条の 2 から第 81 条の 5 までの規定により、派遣元事業主は、船員と雇入契約を締結する等したときは、特定の船員以外の船員について、「生存訓練」「消火訓練」「応急訓練」「安全社会訓練」の 4 つの基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合等における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練）の実施主体となりますが、特定の船員（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶等において船長等の職務を行う旨を定めた雇入契約（特定雇入契約）に係る船員）については、4 つの基本訓練のうち、生存及び消火訓練（生存技術及び消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習）は、登録講習機関で訓練を受講させる必要があります。

また、派遣元事業主は、登録講習機関実施の実技講習以外の基本訓練について、当該訓練を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければなりません。

基本訓練の実施主体は船舶所有者であります。船員派遣の場合、船員法の適用に関する特例を定めた船員職業安定法第 89 条は、派遣先事業主を船舶所有者とみなす規定を置いていな

いことから、派遣元事業主が船舶所有者として義務主体になります。

なお、当該基本訓練は、これまで船員労働安全衛生規則第 11 条と通達により担保してきた「STCW 基本訓練」が船員法上に位置づけられたものになります。

⑱付録Ⅱ「船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 法律 第 3 7 号）による条ズレに伴い、注釈を記載

p 6 6

注) 第二 (三) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 法律 第 3 7 号）により条文番号変更

第二条第五項→第十六条第二項

第四章第一節→第四章第二節

⑲ p 87 付録に教育訓練別紙の記載例を掲載

⑳各参照ページ番号を修正